

NEWS RELEASE

2022 年 7 月 1 日

各位

名古屋市中区栄三丁目 33 番 13 号
株 式 会 社 中 京 銀 行

中京銀行と商工中金との「事業再生・経営改善支援に 関する業務協力契約」の締結について



中京銀行（頭取 小林 秀夫）と株式会社商工組合中央金庫（以下 商工中金）は、中小企業へのソリューション提供を強化するため、「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」を締結しましたので、お知らせします。

本契約は、地域産業や雇用を担う中小企業に対して、事業再生や経営改善支援の分野で両機関の連携を一層深め、協調して中小企業の企業価値向上に貢献することを目的としております。

今回の契約締結により、当行と商工中金は「地域金融機関」と「公的金融機関」が持つそれぞれの機能や特性を活かしながら、より連携を強化することで相乗効果を発揮し、事業再生や経営改善支援をはじめとした各種ソリューションの提供により、コロナ禍に立ち向かう中小企業の事業の持続的な発展を積極的に支援してまいります。

記

1. 業務連携・協力の主な内容

- (1) お取引先中小企業の経営改善計画または事業再生計画の策定支援
- (2) 中小企業活性化協議会をはじめとする事業再生・経営改善に必要な第三者機関との連携またはその紹介
- (3) DDS（※1）・DES（※2）等、多様な再生手法にかかる情報交換・協調対応
- (4) 経営改善計画を実行するために必要な資金ニーズにかかる協調融資等
- (5) 経営改善計画を実行するために必要な本業支援等に係る情報交換や協調支援等

（※1）既存の借入金を劣後ローンとして借り換える手法です。劣後ローンとは、他の債務より債務弁済の順位が劣る借入金で実質的な資本とみなされ、自己資本と合算することで実質的に債務者の財務状態を改善させる効果があります。

（※2）過剰債務を解消するために、借入金の一部を株式に切り換える手法です。債務者にとっては、有利子負債が削減される一方で、自己資本が増強され、財務内容を改善させる効果があります。

2. 締結日

2022 年 7 月 1 日（金）

以上